

東京都制の一部を改正する法律案外三件委員會議錄(速記)第十三回

(1101)

付託議案

東京都制の一部を改正する法律案

(政府提出)

市制の一部を改正する法律案(政府提出)

町村制の一部を改正する法律案(政府提出)

府縣制の一部を改正する法律案(政府提出)

衆議院議員選舉人名簿等の臨時特例に關する法律案(政府提出)

昭和二十一年八月十六日(金曜日)午前
十時三十七分開議

出席委員

委員長 中島 守利君

理事 大塚甚之助君 理事 本多 市郎君

理事 本間 俊一君 理事 永江 一夫君

理事 大原 博夫君 理事 中野 四郎君

理事 丸山修一郎君

岩本 信行君 内海 安吉君

小野 眞次君 松永 佛心君

細田忠治郎君 綿貫 佐民君

水口 周平君 綿貫 佐民君

小野 忠兵衛君 佐伯 忠義君

宮村 又八君 原 國君

駒井 藤平君 伊藤 實雄君

笠井 重治君 石崎 千松君

伊藤幸太郎君 増井慶太郎君

八月十日委員中田榮太郎君及比磯田正則君辭任ニ付其ノ補闕トシテ石崎千松君

及比伊藤幸太郎君ヲ議長ニ於テ選定シテ

八月十五日委員竹谷源太郎君辭任ニ付

其ノ補闕トシテ笠井重治君ヲ議長ニ於テ選定シテ

出席國務大臣

内務大臣 大村 清一君

出席政府委員

内務政務次官 世耕 弘一君

内務事務官 郡 祐一君

内務事務官 鈴木 俊一君

本日ノ會議ニ付シタ議案

東京都制の一部を改正する法律案(政府提出)

市制の一部を改正する法律案(政府提出)

町村制の一部を改正する法律案(政府提出)

府縣制の一部を改正する法律案(政府提出)

衆議院議員選舉人名簿等の臨時特例に關する法律案(政府提出)

中島委員長

前會ニ引續キ會議ヲ開キマス、前會ニ於テ各委員ノ御協議ニ依リマシテ、各黨ニ屬スル修正事項ヲ持寄りマシテ、之ヲ協議統制シヨウト云フ御意見ガ極マツテ居リマス、本日ハソレヲ實行シタイト思フノデアリマスガ、御異議アリマセムカ

(異議ナシ)ト呼ブ者アリ

中島委員長 御異議ナシト認メマシテ是ヨリ懇談會ニ移リマス

(午前十一時三十分懇談會ニ入ル)

(午前十一時五十分懇談會ヲ終ル)

午後一時三十分開議

中島委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、午前ノ懇談會ハ一應終結シマシテ、サウシテ中野四郎君ヨリ内務大臣ニ對スル質疑ヲ保留サレテ居リマシタ

カラ、此ノ際之ヲ許シ、續イテ又懇談會ニ入ラウト思フデアリマス。中野四郎君

中野(四)委員 先日御話ヲシテ置キマシタヤウニ、私ノ總括質問ニ對シマシテ、其ノ當日私ガ已ムヲ得ザル事情ニ依ツテG・H・Qニ參ツテ居リマシタ

ノデ、本日茲ニ各派共同ノ修正案ノ出マシタ此ノ場合ニ、御尋ネヲ致シマスルコトハ、聊カ出シ後レノ、時期外レノ感ナキニシモアラズト思ヒマスルケレドモ、只今申上ゲマシタヤウナ事情ニ依ツテ暫ク時間ヲ拜借致シタイト存ジマス、私ハ内務大臣ニ、細カイコトハ一切省キマシテ、六ツニ互ツテ御尋ネヲ致シタイト思フデアリマス

第一ニ地方制度ノ民主化ノ目的ヲ以テ今般立案セラレマシタ此ノ修正案ハ、大體ニ於テ私ハ進歩的デアルト思ツテ居リマス、併シナガラ眞ニ地方自治ノ完備ヲ期スル爲ニハ、尙ホ幾多ノ不備ナ點ガアルト思ツテ居リマス、其ノ第一ハ此ノ修正案ガ全然現在ノ行政區劃ノ改正ニ觸レテ居ナイコトデアリマス、

「ボツダム」宣言受諾ニ依リマシテ狭メラレマシタ日本ハ、高度ノ國內發展ヲ要請サレル今日第二ノ廢藩置縣ヲ斷行シテ、府縣ノ割據主義ノ惡弊ヲ一掃スルト云フコトハ、先達テ總理大臣ノ施政演説ニ對スル一貫質問ノ際ニモ私カラ之ヲ御質問シマシタガ、内務大臣モ我々ノ稍々満足スル答辯ヲ得テ居リマス、此ノ府縣割據主義ノ惡弊ヲ一掃シテ、地方制度ノ改革ノ根本問題トシテ、眞先ニ此ノ問題ヲ取上ゲル考

ヘガ將來ニ於テアルカナイカト云フコトヲ、先ツ第一ニ内務大臣ヨリ伺ヒタイト存ジマス

大村國務大臣 今回御審議ヲ仰イデ居リマス地方制度改正案ハ、終戦後ノ我が國ノ現段階ニ立脚致シマシテ、民主主義ノ線ニ沿ヒマシタ改革ヲ、出來ルダケ積極的ニヤラウト云フ立場デアリマス、御尋ネノ府縣ノ廢合ト云フヤウナ問題乃至ハ地方制度ノ組織、組立ノ上ニ於キマシテノ抜本的ノ改革ト云フヤウナ點ニ付キマシテハ、先ニ申上ゲマシタヤウナ態度デ以テ臨ミマシタノデ、ソコマデハ手ガ著イテ居ナイデアリマス、其ノヤウナ改革ヲ致スト致シマスレバ、其ノ新組織ニ於キマシテ行政ノ能率ヲ擧ゲルト云フ所マデニ何ガシカノ日時ヲ要スル、ソコニ行政能率ノ低下ガ起ル慮モアリマス、場合ニ依リマスレバ、一種ノ真空状態ノ期間ガ起ルト云フヤウナコトモ懸念サレマス、然ルニ緊迫シタ現下ノ我が國情ニ於キマシテハ、其ノヤウナコトガ絕對アツテハ、國家ノ前途洵ニ心許ナイ次第モゴザイマスノデ、此ノヤウナ點ニ考慮ヲ致シマシタ關係上、或ル點ニ於キマシテハ現状ニ妥協シテ居ル跡ガ確カニアルデアリマス、併シ今後日ヲ經ルニ從ヒマシテ、戦後ノ混亂状態、窮迫状態ハ逐次改善サレテ行クニ相違ナイデアリマス、又憲法ノ改正、又不十分ナリトハ雖モ、今回ノ地方制度ノ改正等ニ依リマシテ、政治社會其ノ他萬般ノ方面ニ於キマシテ、民

主化ガ進ンデ參ルト思ヒマス、其ノ時期ニ於ケル民主化モ考慮シナケレバナラヌモノト思フデアリマス、言葉ヲ換ヘテ申シマスレバ、今日御審議ヲ願ツテ居リマス案ハ、第一次ノ民主化ト云フヤウニ實ハ考ヘテ居ル次第デアリマス、今後ノ情勢ニ依リマシテ成ベク早イ機會ニ於キマシテ、第二次ノ民主化案モ用意シナケレバナラヌモノト考ヘテ居リマス、其ノ第二次ノ民主化案ノ立案ニ際シマシテハ、只今御論議ニナリマシタヤウナ點モ、篤ト考慮致シテ見タイト云フヤウニ考ヘテ居ル次第デアリマス

中野(四)委員 戦時中ニ行ハレマシタ地方行政協議會ト云フモノハ、大體ニ於テ道州制確立ノ、所謂地方分權制度確立ノ含ミヲ持ツタモノト私ハ信ジテ居リマス、其ノ地方行政協議會ト云フモノハ、一體成果ヲ擧ゲタト思召スカ、餘リ成果ガナカツタモノト思召スカ、内務大臣ノ御考ヘヲ率直ニ御伺ヒ致シタイト思ヒマス

大村國務大臣 十八年ノ八月ニ地方行政協議會ガ出來マシテ、其ノ後御承知ノヤウニ職局ガ緊迫シテ參リマシテ、本土上陸作戰ニ行ハレサウナ模様ニナリマシタ時期ニナリマシテ、此ノ協議會ヲ更ニ強化致シマシテ、同一區域ヲ以テ地方總監督ガ出來タノデアリマス、是等ハ戦時中ニ於ケル要求ニ基キマシテ、殊ニ地方總監督ニ至リマシテハ、本土上陸作戰ニ依ツテ分斷サレマシタヤウナ場合ニ於キマシテモ、尙ホ各

地方ニ於キマシテ行政ノ分裂ヲ來サナ
イヤウニ、統制ヲ保ツヤウニト云フヤ
ウナ、戰時中ノ要求ニ合セル如ク粗立
テラレトアリマス、サウシテ何レモ
其ノ運営ヲ致シマシタ期間ハ極メテ短イ
ノデアリマシテ、又アノヤウナ緊迫シ
タ事態ニ於ケル運営デアリマスノデ、
其ノ成績ヲ制度ノ上カラ見マシテ制度
上カラ之ヲ批判スルト云フコトハ困難
デアラウト思ヒマス、言換ヘマスレ
バ、アノ制度ハ良カッタカ悪カッタカ
ト云フコトヲ、アノ場合ノ經驗ヲ判斷
スルコトハ、事實困難デアラウト思
フデアリマス、尙ホ又アノヤウナ機構
制度ハ、平和日本ノ地方制度トシテ考
ヘマシタ場合ニ於キマシテハ、餘程深
刻ニ批判ヲシナケレバナラス點ガアル
ト思ヒマス、是ハ全ク行方ノ違ヒマ
シタ、狙ヒノ違ツタ所デアリマスノデ
アノヤウナ制度ハ平和日本建設ノ上
ニ於キマシテ深ク參考トスルニ値シ
イモノ、今後ノ改革ヲ考フルニ付キマ
シテハ、飽クマデモ平和日本、政治ノ
民主化ト云フ面カラ新シイ檢討ヲシ
テ、新シイ構想ヲ進マナケレバナラス
モノダト云フヤウニ考ヘテ居ル次第
アリマス

○中野(四)委員 次ニ私ノ伺ヒタイコ
トハ、大分本委員會議論ガ盡サレテ
居リマスケレドモ、知事ヲ公選シテ
レヲ公選ニシロ、官吏ニシロト云フ議
論ガ大分出テ居リマスガ、私ハ知事バ
カリ公選サレテモ、其ノ他ノ内務部長
デアルトカ、警察部長、經濟部長ト云
フヤウナ、所謂地方ノ重要一ポストニ
ニ居ル者ガ内務大臣ノ指揮下ニアツテ
ハ、又任免權ガ内務大臣ニアツタノデ
ハ、知事ガ浮キ上ツテシマツテ、本當
ノ自治行政ハ期待出來ナイト思フテ居

ル、宜シク此ノ際内務部長以下ノ各部
長モ、公選ニシロト云フコトハ無理カモ
知レマセヌ、併シナガラ公選サレテ來
ル知事ニ是等ノ任免權ヲ與ヘルト云フ
コトハ當然ダト思ヒマスガ、内務大臣
ハ此ノ公選ニ對シテドウ云フ考ヘテ持
ツテイラツシヤイマスガ、又其ノ公選
サレタ知事ニ任免權ヲ與ヘル氣持ガア
ルカナイカト云フコトニ付テ、御見解
ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○大村國務大臣 今回提案致シマシタ
地方制度ノ改正案ヲ立案スルニ當リマ
シテ、深ク考慮致シマシタコトハ、御
承知ノ如ク今日ノ地方制度ニ盛ラレテ
居リマス仕事ト云フモノハ、府縣廳ノ
仕事ノ中デハ極ク限ラレタ一部ノモノ
デアリマシテ、殘ル部分ニ付キマシテ
ハ、地方制度以外ノ法令ニ依リマシテ動
イテ居ル點ナクデアリマス、地方行政
ヲ民主化スルト云フコトニナリマス
ト、單ニ地方自治制度ノミナラズ、府
縣廳ニ動イテ居リマス他ノ法令モ同時
ニ民主化スルト云フコトガ、是ハ最モ
望マシイコトデアリマスガ、何ニ致
セ、組閣勿々著手致シマシテ、初メテ
此ノ議會ニ提案ガ間ニ合フト云フヤウ
ナ時間的制約モアリマシタノデ、内務
省ノ所管シテ居リマス所ノ地方自治制
限ノ民主化ニ付キマシテハ、御覽ノ通
リノ案ヲ得ルコトガ出來タノデアリマ
スルガ、尙ホ他ノ點ニ付キマシテハ、内
務省所管外ニモ關係シテ居ル所カ多イ
ノデアリマシテ、マア間ニ合ハナカッ
タト云フノガ率直ニ申シマシテノ内情
デアリマス、ソレナラバ其ノヤウナ不
徹底ナモノヲナセ出スカト云フコトニ
ナリマスルト、是ハ日本民主化ノ上ニ
於キマシテハ、國政ト同時ニ地方制度
モ、民主化ノ観ニ「スター」スルコ

トガ極メテ適切デアルト云フ所ニ鑑ミ
マシテ、不十分デハゴザイマシタガ、
地方自治制度ノ改正案ヲ提案致シタ譯
デアリマス、隨テソコニ色々理論ノ上
カラ申シマシテモ、理想ノ上カラ申シ
マシテモ、不十分ナ點ガ殘ツテ居ル
デアリマス、只今御指摘ニナリマシタ
ヤウナ、知事ヲ公選トシテ居リナガラ、
府縣廳ノ職員組織ガ依然トシテ官吏組
織ヲ殘ツテ居ルト云フ點ハ、是ハ地方
官官制、其ノ他地方自治制度以外ノ法
令ヲ規制シテ居ル部面デアリマス、是
等ノ點ニ付キマシテハ、知事ヲ公選シ
マス同時、府縣廳ノ職員組織ヲ全部
解體致シマシテ無統制ニスルト云フコ
トハ、自治ノ發達ノ上、地方行政ノ發
達ノ上ニ於キマシテ、決シテ望マシイ
コトハナイト思ヒマス、故ニ成ベク
近い機會ニ於キマシテ、府縣廳ノ職員
組織ニ付キマシテハ、新シイ考ヘ方ニ
適合致シマシタ組織ヲ作ナケレバナ
ラズト思フノデアリマス、恰モ東京市
制時代ニ於キマシテ、東京市役所ニ於
キマシテ、市吏員ノ組織ニ付キマシ
テハ、一定ノ基準、準法ガ出來テ居リ
マシタト同様ナコトガ考慮サルベキモ
ノト思フノデアリマス、是ハ新憲法ニ
依リマスレバ、公務員法ト云フヤウナ
モノガ、必ズ早急ノ間ニ立案サレナケ
レバナラヌコト、相成ツテ居ルト思フ
ノデアリマス、ソレ等ノモノニ於キマ
シテ必ズ考慮シテケレバナラヌモノト
考ヘテ居ルノデアリマス、唯サウ云フ
準備ガ整ハナイカラトシテ、今日ノ府
縣ノ組織ヲ全部撤リ所ノナイ、放任ニ
任ス譯ニハ行クマイト云フヤウニ考ヘ
テ居ル次第デアリマス、而シテ公選知
事ガ府縣ノ職員ヲ自分ノ存限リテ任命
ヲスルト云フコトハ、是ハ將來ニ於テ

ハ必ズ考慮シナケレバナラヌ問題ト思
ヒマスルガ、現段階ニ於キマシテハ、
先程來申上デマスヤウナ理由デ、府縣
廳ノ職員組織ニ官吏制度ヲ存置致シテ
居ル、官吏制度ヲ存置スル以上ハ、現
行憲法ノ下ニ於キマシテ、所謂二級官
以上ノ官吏ノ任命ハ、天皇ノ御任命ニ
俟タナケレバナラヌト云フコトニ相成
ツテ居ル、ソコデ實際問題トシテソコ
ニ如何ナル調和ヲ求メルカト云フコト
ニ付キマシテ考慮致シマシタ結果、度
御說明申上デマシタヤウニ、從來地
方官官制等ニ於キマシテハ、府縣廳ニ
於ケル部下ノ官吏ニ付キマシテハ、知
事ハ考課ヲ具狀スルト云フダケノ權限
シカナイノデアリマスルガ、地方制度
改正ニ當リマシテハ、公選知事ハ其ノ
身分ガ官吏トナリマシテ、部下ノ官吏
ノ進退ニ付キマシテノ具狀權ノ制度上
付與致シマシテ、サウシテ實際ノ作用
ハ府縣廳事ガ部下ノ自由ニ進退スルノ
ト、大體同ジ效果ヲ收メルヤウニ運用
致スト云フコトデ、進退ノ具狀權ヲ公
選ノ知事ニ付與スルト云フコトヲ、ソ
コニ調和ヲ求メルト云フコトヲ、ソ
居ル次第デアリマス、併シ是ハ先程來
申上ケマスヤウニ、地方自治制度以外
ノ、他ノ諸法令ノ民主化ヲ急ギマシ
テ、其ノヤウナ具狀權ダケハ十分自
由ニ任用スルト云フ所マデ行カナイデ
ハナイカト云フヤウナ不便ナ點ハ、成
ベク近い將來ニ於テ一掃スルト云フコ
トニ致ス所存デ居リマス、尙ホ現在デ
ハ府縣廳ニ付キマシテ、府縣ノ高級
職員ニ付テハ知事ダケガ公選ニナツテ
居リマスガ、更ニ今後ノ研究ニ依リマ
シテ、或ハ副知事ヲ置ク、或ハ總務部
長ヲ置クト云フヤウナコトニナリマス
レバ、知事ノ最高補助者、府縣知事ノ

政策ヲ決定スル場合ニ、政治的ニ強ク
參與致スヤウナ機構ヲ作リマシタ場合
ニ於テハ、是等モ法律ヲ以テ公選トス
ルコトモ、併セテ考慮スベキ問題ト考
ヘテ居ル次第デアリマス

○中野(四)委員 本法案ヲ通ジテ制度
トシテノ地方自治ノ民主化ハ、一應體
裁ダケハ背カレルヤウデアリマスガ、
其ノ運営ノ衝ニ當ル役人ノ任免權ヲ、
内務大臣ガ握ツテ居ル限リハ、實質的
ニハ中央集權の官僚行政ヲ一掃シ難イ
ト云フ印象ヲ、拭フコトハ出來ナイヤ
ウニ思ヘル、ソコデ内務大臣ハモツト
大幅ニ、百尺竿頭一歩ヲ進メテ、其ノ
地方自治ニ關スル人事權、或ハ監督權
ト云フモノヲ拋棄スル御氣持ガアルカ
ナイカ、伺ツテ置キタイ

○大村國務大臣 地方行政ノ上ニ於キ
マス諸般ノ民主化ガ進ミマシタ場合ニ
於テハ、公選知事ガ部下ノ吏僚ノ進退
ヲ銜衛スルコトニナルコトハ必然デア
ラウト考ヘテ居リマス、ソコマデ行ク
中間ノ過渡の問題トシテハ、曩ニ申上
ゲマシタ如ク現行憲法ニ於テハ、二級
官以上ノ官吏ハ天皇ノ御任命ニ依ル、
隨テ公選知事ガ部下ノ官吏ノ進退ニ付
テ、具狀ヲ致シテ參リマシタナラバ、
内務大臣ハソレヲ内閣ニ取次ギ、内閣
ニ於テ奏上御裁可ヲ經テ任命ヲ見ルト
云フヤウナ手續ハ、從來ノ通り致サ
ナケレバナラヌコトデアリマスガ、苟ク
モ公選知事ニ進退ノ具狀權ヲ與ヘマス
以上、又今後ノ地方行政ノ運営ハ、公
選知事ヲ中心トシテ人事行政モヤウテ
行クト云フコトニ必ズナルノデアリマ
スカラ、ソレ等ノ實質ニ鑑ミマシテ内
務大臣ハ十分、府縣知事ノ進退ノ具狀
權ヲ尊重シテ、人事ノ運用ヲ致ス所存
デアリマス、尙ホ今後ノ政治ハ所謂政

トガ極メテ適切デアルト云フ所ニ鑑ミ
マシテ、不十分デハゴザイマシタガ、
地方自治制度ノ改正案ヲ提案致シタ譯
デアリマス、隨テソコニ色々理論ノ上
カラ申シマシテモ、理想ノ上カラ申シ
マシテモ、不十分ナ點ガ殘ツテ居ル
デアリマス、只今御指摘ニナリマシタ
ヤウナ、知事ヲ公選トシテ居リナガラ、
府縣廳ノ職員組織ガ依然トシテ官吏組
織ヲ殘ツテ居ルト云フ點ハ、是ハ地方
官官制、其ノ他地方自治制度以外ノ法
令ヲ規制シテ居ル部面デアリマス、是
等ノ點ニ付キマシテハ、知事ヲ公選シ
マス同時、府縣廳ノ職員組織ヲ全部
解體致シマシテ無統制ニスルト云フコ
トハ、自治ノ發達ノ上、地方行政ノ發
達ノ上ニ於キマシテ、決シテ望マシイ
コトハナイト思ヒマス、故ニ成ベク
近い機會ニ於キマシテ、府縣廳ノ職員
組織ニ付キマシテハ、新シイ考ヘ方ニ
適合致シマシタ組織ヲ作ナケレバナ
ラズト思フノデアリマス、恰モ東京市
制時代ニ於キマシテ、東京市役所ニ於
キマシテ、市吏員ノ組織ニ付キマシ
テハ、一定ノ基準、準法ガ出來テ居リ
マシタト同様ナコトガ考慮サルベキモ
ノト思フノデアリマス、是ハ新憲法ニ
依リマスレバ、公務員法ト云フヤウナ
モノガ、必ズ早急ノ間ニ立案サレナケ
レバナラヌコト、相成ツテ居ルト思フ
ノデアリマス、ソレ等ノモノニ於キマ
シテ必ズ考慮シテケレバナラヌモノト
考ヘテ居ルノデアリマス、唯サウ云フ
準備ガ整ハナイカラトシテ、今日ノ府
縣ノ組織ヲ全部撤リ所ノナイ、放任ニ
任ス譯ニハ行クマイト云フヤウニ考ヘ
テ居ル次第デアリマス、而シテ公選知
事ガ府縣ノ職員ヲ自分ノ存限リテ任命
ヲスルト云フコトハ、是ハ將來ニ於テ

ハ必ズ考慮シナケレバナラヌ問題ト思
ヒマスルガ、現段階ニ於キマシテハ、
先程來申上デマスヤウナ理由デ、府縣
廳ノ職員組織ニ官吏制度ヲ存置致シテ
居ル、官吏制度ヲ存置スル以上ハ、現
行憲法ノ下ニ於キマシテ、所謂二級官
以上ノ官吏ノ任命ハ、天皇ノ御任命ニ
俟タナケレバナラヌト云フコトニ相成
ツテ居ル、ソコデ實際問題トシテソコ
ニ如何ナル調和ヲ求メルカト云フコト
ニ付キマシテ考慮致シマシタ結果、度
御說明申上デマシタヤウニ、從來地
方官官制等ニ於キマシテハ、府縣廳ニ
於ケル部下ノ官吏ニ付キマシテハ、知
事ハ考課ヲ具狀スルト云フダケノ權限
シカナイノデアリマスルガ、地方制度
改正ニ當リマシテハ、公選知事ハ其ノ
身分ガ官吏トナリマシテ、部下ノ官吏
ノ進退ニ付キマシテノ具狀權ノ制度上
付與致シマシテ、サウシテ實際ノ作用
ハ府縣廳事ガ部下ノ自由ニ進退スルノ
ト、大體同ジ效果ヲ收メルヤウニ運用
致スト云フコトデ、進退ノ具狀權ヲ公
選ノ知事ニ付與スルト云フコトヲ、ソ
コニ調和ヲ求メルト云フコトヲ、ソ
居ル次第デアリマス、併シ是ハ先程來
申上ケマスヤウニ、地方自治制度以外
ノ、他ノ諸法令ノ民主化ヲ急ギマシ
テ、其ノヤウナ具狀權ダケハ十分自
由ニ任用スルト云フ所マデ行カナイデ
ハナイカト云フヤウナ不便ナ點ハ、成
ベク近い將來ニ於テ一掃スルト云フコ
トニ致ス所存デ居リマス、尙ホ現在デ
ハ府縣廳ニ付キマシテ、府縣ノ高級
職員ニ付テハ知事ダケガ公選ニナツテ
居リマスガ、更ニ今後ノ研究ニ依リマ
シテ、或ハ副知事ヲ置ク、或ハ總務部
長ヲ置クト云フヤウナコトニナリマス
レバ、知事ノ最高補助者、府縣知事ノ

ハ必ズ考慮シナケレバナラヌ問題ト思
ヒマスルガ、現段階ニ於キマシテハ、
先程來申上デマスヤウナ理由デ、府縣
廳ノ職員組織ニ官吏制度ヲ存置致シテ
居ル、官吏制度ヲ存置スル以上ハ、現
行憲法ノ下ニ於キマシテ、所謂二級官
以上ノ官吏ノ任命ハ、天皇ノ御任命ニ
俟タナケレバナラヌト云フコトニ相成
ツテ居ル、ソコデ實際問題トシテソコ
ニ如何ナル調和ヲ求メルカト云フコト
ニ付キマシテ考慮致シマシタ結果、度
御說明申上デマシタヤウニ、從來地
方官官制等ニ於キマシテハ、府縣廳ニ
於ケル部下ノ官吏ニ付キマシテハ、知
事ハ考課ヲ具狀スルト云フダケノ權限
シカナイノデアリマスルガ、地方制度
改正ニ當リマシテハ、公選知事ハ其ノ
身分ガ官吏トナリマシテ、部下ノ官吏
ノ進退ニ付キマシテノ具狀權ノ制度上
付與致シマシテ、サウシテ實際ノ作用
ハ府縣廳事ガ部下ノ自由ニ進退スルノ
ト、大體同ジ效果ヲ收メルヤウニ運用
致スト云フコトデ、進退ノ具狀權ヲ公
選ノ知事ニ付與スルト云フコトヲ、ソ
コニ調和ヲ求メルト云フコトヲ、ソ
居ル次第デアリマス、併シ是ハ先程來
申上ケマスヤウニ、地方自治制度以外
ノ、他ノ諸法令ノ民主化ヲ急ギマシ
テ、其ノヤウナ具狀權ダケハ十分自
由ニ任用スルト云フ所マデ行カナイデ
ハナイカト云フヤウナ不便ナ點ハ、成
ベク近い將來ニ於テ一掃スルト云フコ
トニ致ス所存デ居リマス、尙ホ現在デ
ハ府縣廳ニ付キマシテ、府縣ノ高級
職員ニ付テハ知事ダケガ公選ニナツテ
居リマスガ、更ニ今後ノ研究ニ依リマ
シテ、或ハ副知事ヲ置ク、或ハ總務部
長ヲ置クト云フヤウナコトニナリマス
レバ、知事ノ最高補助者、府縣知事ノ

ハ必ズ考慮シナケレバナラヌ問題ト思
ヒマスルガ、現段階ニ於キマシテハ、
先程來申上デマスヤウナ理由デ、府縣
廳ノ職員組織ニ官吏制度ヲ存置致シテ
居ル、官吏制度ヲ存置スル以上ハ、現
行憲法ノ下ニ於キマシテ、所謂二級官
以上ノ官吏ノ任命ハ、天皇ノ御任命ニ
俟タナケレバナラヌト云フコトニ相成
ツテ居ル、ソコデ實際問題トシテソコ
ニ如何ナル調和ヲ求メルカト云フコト
ニ付キマシテ考慮致シマシタ結果、度
御說明申上デマシタヤウニ、從來地
方官官制等ニ於キマシテハ、府縣廳ニ
於ケル部下ノ官吏ニ付キマシテハ、知
事ハ考課ヲ具狀スルト云フダケノ權限
シカナイノデアリマスルガ、地方制度
改正ニ當リマシテハ、公選知事ハ其ノ
身分ガ官吏トナリマシテ、部下ノ官吏
ノ進退ニ付キマシテノ具狀權ノ制度上
付與致シマシテ、サウシテ實際ノ作用
ハ府縣廳事ガ部下ノ自由ニ進退スルノ
ト、大體同ジ效果ヲ收メルヤウニ運用
致スト云フコトデ、進退ノ具狀權ヲ公
選ノ知事ニ付與スルト云フコトヲ、ソ
コニ調和ヲ求メルト云フコトヲ、ソ
居ル次第デアリマス、併シ是ハ先程來
申上ケマスヤウニ、地方自治制度以外
ノ、他ノ諸法令ノ民主化ヲ急ギマシ
テ、其ノヤウナ具狀權ダケハ十分自
由ニ任用スルト云フ所マデ行カナイデ
ハナイカト云フヤウナ不便ナ點ハ、成
ベク近い將來ニ於テ一掃スルト云フコ
トニ致ス所存デ居リマス、尙ホ現在デ
ハ府縣廳ニ付キマシテ、府縣ノ高級
職員ニ付テハ知事ダケガ公選ニナツテ
居リマスガ、更ニ今後ノ研究ニ依リマ
シテ、或ハ副知事ヲ置ク、或ハ總務部
長ヲ置クト云フヤウナコトニナリマス
レバ、知事ノ最高補助者、府縣知事ノ

ハ必ズ考慮シナケレバナラヌ問題ト思
ヒマスルガ、現段階ニ於キマシテハ、
先程來申上デマスヤウナ理由デ、府縣
廳ノ職員組織ニ官吏制度ヲ存置致シテ
居ル、官吏制度ヲ存置スル以上ハ、現
行憲法ノ下ニ於キマシテ、所謂二級官
以上ノ官吏ノ任命ハ、天皇ノ御任命ニ
俟タナケレバナラヌト云フコトニ相成
ツテ居ル、ソコデ實際問題トシテソコ
ニ如何ナル調和ヲ求メルカト云フコト
ニ付キマシテ考慮致シマシタ結果、度
御說明申上デマシタヤウニ、從來地
方官官制等ニ於キマシテハ、府縣廳ニ
於ケル部下ノ官吏ニ付キマシテハ、知
事ハ考課ヲ具狀スルト云フダケノ權限
シカナイノデアリマスルガ、地方制度
改正ニ當リマシテハ、公選知事ハ其ノ
身分ガ官吏トナリマシテ、部下ノ官吏
ノ進退ニ付キマシテノ具狀權ノ制度上
付與致シマシテ、サウシテ實際ノ作用
ハ府縣廳事ガ部下ノ自由ニ進退スルノ
ト、大體同ジ效果ヲ收メルヤウニ運用
致スト云フコトデ、進退ノ具狀權ヲ公
選ノ知事ニ付與スルト云フコトヲ、ソ
コニ調和ヲ求メルト云フコトヲ、ソ
居ル次第デアリマス、併シ是ハ先程來
申上ケマスヤウニ、地方自治制度以外
ノ、他ノ諸法令ノ民主化ヲ急ギマシ
テ、其ノヤウナ具狀權ダケハ十分自
由ニ任用スルト云フ所マデ行カナイデ
ハナイカト云フヤウナ不便ナ點ハ、成
ベク近い將來ニ於テ一掃スルト云フコ
トニ致ス所存デ居リマス、尙ホ現在デ
ハ府縣廳ニ付キマシテ、府縣ノ高級
職員ニ付テハ知事ダケガ公選ニナツテ
居リマスガ、更ニ今後ノ研究ニ依リマ
シテ、或ハ副知事ヲ置ク、或ハ總務部
長ヲ置クト云フヤウナコトニナリマス
レバ、知事ノ最高補助者、府縣知事ノ

ハ必ズ考慮シナケレバナラヌ問題ト思
ヒマスルガ、現段階ニ於キマシテハ、
先程來申上デマスヤウナ理由デ、府縣
廳ノ職員組織ニ官吏制度ヲ存置致シテ
居ル、官吏制度ヲ存置スル以上ハ、現
行憲法ノ下ニ於キマシテ、所謂二級官
以上ノ官吏ノ任命ハ、天皇ノ御任命ニ
俟タナケレバナラヌト云フコトニ相成
ツテ居ル、ソコデ實際問題トシテソコ
ニ如何ナル調和ヲ求メルカト云フコト
ニ付キマシテ考慮致シマシタ結果、度
御說明申上デマシタヤウニ、從來地
方官官制等ニ於キマシテハ、府縣廳ニ
於ケル部下ノ官吏ニ付キマシテハ、知
事ハ考課ヲ具狀スルト云フダケノ權限
シカナイノデアリマスルガ、地方制度
改正ニ當リマシテハ、公選知事ハ其ノ
身分ガ官吏トナリマシテ、部下ノ官吏
ノ進退ニ付キマシテノ具狀權ノ制度上
付與致シマシテ、サウシテ實際ノ作用
ハ府縣廳事ガ部下ノ自由ニ進退スルノ
ト、大體同ジ效果ヲ收メルヤウニ運用
致スト云フコトデ、進退ノ具狀權ヲ公
選ノ知事ニ付與スルト云フコトヲ、ソ
コニ調和ヲ求メルト云フコトヲ、ソ
居ル次第デアリマス、併シ是ハ先程來
申上ケマスヤウニ、地方自治制度以外
ノ、他ノ諸法令ノ民主化ヲ急ギマシ
テ、其ノヤウナ具狀權ダケハ十分自
由ニ任用スルト云フ所マデ行カナイデ
ハナイカト云フヤウナ不便ナ點ハ、成
ベク近い將來ニ於テ一掃スルト云フコ
トニ致ス所存デ居リマス、尙ホ現在デ
ハ府縣廳ニ付キマシテ、府縣ノ高級
職員ニ付テハ知事ダケガ公選ニナツテ
居リマスガ、更ニ今後ノ研究ニ依リマ
シテ、或ハ副知事ヲ置ク、或ハ總務部
長ヲ置クト云フヤウナコトニナリマス
レバ、知事ノ最高補助者、府縣知事ノ

ハ必ズ考慮シナケレバナラヌ問題ト思
ヒマスルガ、現段階ニ於キマシテハ、
先程來申上デマスヤウナ理由デ、府縣
廳ノ職員組織ニ官吏制度ヲ存置致シテ
居ル、官吏制度ヲ存置スル以上ハ、現
行憲法ノ下ニ於キマシテ、所謂二級官
以上ノ官吏ノ任命ハ、天皇ノ御任命ニ
俟タナケレバナラヌト云フコトニ相成
ツテ居ル、ソコデ實際問題トシテソコ
ニ如何ナル調和ヲ求メルカト云フコト
ニ付キマシテ考慮致シマシタ結果、度
御說明申上デマシタヤウニ、從來地
方官官制等ニ於キマシテハ、府縣廳ニ
於ケル部下ノ官吏ニ付キマシテハ、知
事ハ考課ヲ具狀スルト云フダケノ權限
シカナイノデアリマスルガ、地方制度
改正ニ當リマシテハ、公選知事ハ其ノ
身分ガ官吏トナリマシテ、部下ノ官吏
ノ進退ニ付キマシテノ具狀權ノ制度上
付與致シマシテ、サウシテ實際ノ作用
ハ府縣廳事ガ部下ノ自由ニ進退スルノ
ト、大體同ジ效果ヲ收メルヤウニ運用
致スト云フコトデ、進退ノ具狀權ヲ公
選ノ知事ニ付與スルト云フコトヲ、ソ
コニ調和ヲ求メルト云フコトヲ、ソ
居ル次第デアリマス、併シ是ハ先程來
申上ケマスヤウニ、地方自治制度以外
ノ、他ノ諸法令ノ民主化ヲ急ギマシ
テ、其ノヤウナ具狀權ダケハ十分自
由ニ任用スルト云フ所マデ行カナイデ
ハナイカト云フヤウナ不便ナ點ハ、成
ベク近い將來ニ於テ一掃スルト云フコ
トニ致ス所存デ居リマス、尙ホ現在デ
ハ府縣廳ニ付キマシテ、府縣ノ高級
職員ニ付テハ知事ダケガ公選ニナツテ
居リマスガ、更ニ今後ノ研究ニ依リマ
シテ、或ハ副知事ヲ置ク、或ハ總務部
長ヲ置クト云フヤウナコトニナリマス
レバ、知事ノ最高補助者、府縣知事ノ

ハ必ズ考慮シナケレバナラヌ問題ト思
ヒマスルガ、現段階ニ於キマシテハ、
先程來申上デマスヤウナ理由デ、府縣
廳ノ職員組織ニ官吏制度ヲ存置致シテ
居ル、官吏制度ヲ存置スル以上ハ、現
行憲法ノ下ニ於キマシテ、所謂二級官
以上ノ官吏ノ任命ハ、天皇ノ御任命ニ
俟タナケレバナラヌト云フコトニ相成
ツテ居ル、ソコデ實際問題トシテソコ
ニ如何ナル調和ヲ求メルカト云フコト
ニ付キマシテ考慮致シマシタ結果、度
御說明申上デマシタヤウニ、從來地
方官官制等ニ於キマシテハ、府縣廳ニ
於ケル部下ノ官吏ニ付キマシテハ、知
事ハ考課ヲ具狀スルト云フダケノ權限
シカナイノデアリマスルガ、地方制度
改正ニ當リマシテハ、公選知事ハ其ノ
身分ガ官吏トナリマシテ、部下ノ官吏
ノ進退ニ付キマシテノ具狀權ノ制度上
付與致シマシテ、サウシテ實際ノ作用
ハ府縣廳事ガ部下ノ自由ニ進退スルノ
ト、大體同ジ效果ヲ收メルヤウニ運用
致スト云フコトデ、進退ノ具狀權ヲ公
選ノ知事ニ付與スルト云フコトヲ、ソ
コニ調和ヲ求メルト云フコトヲ、ソ
居ル次第デアリマス、併シ是ハ先程來
申上ケマスヤウニ、地方自治制度以外
ノ、他ノ諸法令ノ民主化ヲ急ギマシ
テ、其ノヤウナ具狀權ダケハ十分自
由ニ任用スルト云フ所マデ行カナイデ
ハナイカト云フヤウナ不便ナ點ハ、成
ベク近い將來ニ於テ一掃スルト云フコ
トニ致ス所存デ居リマス、尙ホ現在デ
ハ府縣廳ニ付キマシテ、府縣ノ高級
職員ニ付テハ知事ダケガ公選ニナツテ
居リマスガ、更ニ今後ノ研究ニ依リマ
シテ、或ハ副知事ヲ置ク、或ハ總務部
長ヲ置クト云フヤウナコトニナリマス
レバ、知事ノ最高補助者、府縣知事ノ

ハ必ズ考慮シナケレバナラヌ問題ト思
ヒマスルガ、現段階ニ於キマシテハ、
先程來申上デマスヤウナ理由デ、府縣
廳ノ職員組織ニ官吏制度ヲ存置致シテ
居ル、官吏制度ヲ存置スル以上ハ、現
行憲法ノ下ニ於キマシテ、所謂二級官
以上ノ官吏ノ任命ハ、天皇ノ御任命ニ
俟タナケレバナラヌト云フコトニ相成
ツテ居ル、ソコデ實際問題トシテソコ
ニ如何ナル調和ヲ求メルカト云フコト
ニ付キマシテ考慮致シマシタ結果、度
御說明申上デマシタヤウニ、從來地
方官官制等ニ於キマシテハ、府縣廳ニ
於ケル部下ノ官吏ニ付キマシテハ、知
事ハ考課ヲ具狀スルト云フダケノ權限
シカナイノデアリマスルガ、地方制度
改正ニ當リマシテハ、公選知事ハ其ノ
身分ガ官吏トナリマシテ、部下ノ官吏
ノ進退ニ付キマシテノ具狀權ノ制度上
付與致シマシテ、サウシテ實際ノ作用
ハ府縣廳事ガ部下ノ自由ニ進退スルノ
ト、大體同ジ效果ヲ收メルヤウニ運用
致スト云フコトデ、進退ノ具狀權ヲ公
選ノ知事ニ付與スルト云フコトヲ、ソ
コニ調和ヲ求メルト云フコトヲ、ソ
居ル次第デアリマス、併シ是ハ先程來
申上ケマスヤウニ、地方自治制度以外
ノ、他ノ諸法令ノ民主化ヲ急ギマシ
テ、其ノヤウナ具狀權ダケハ十分自
由ニ任用スルト云フ所マデ行カナイデ
ハナイカト云フヤウナ不便ナ點ハ、成
ベク近い將來ニ於テ一掃スルト云フコ
トニ致ス所存デ居リマス、尙ホ現在デ
ハ府縣廳ニ付キマシテ、府縣ノ高級
職員ニ付テハ知事ダケガ公選ニナツテ
居リマスガ、更ニ今後ノ研究ニ依リマ
シテ、或ハ副知事ヲ置ク、或ハ總務部
長ヲ置クト云フヤウナコトニナリマス
レバ、知事ノ最高補助者、府縣知事ノ

ハ必ズ考慮シナケレバナラヌ問題ト思
ヒマスルガ、現段階ニ於キマシテハ、
先程來申上デマスヤウナ理由デ、府縣
廳ノ職員組織ニ官吏制度ヲ存置致シテ
居ル、官吏制度ヲ存置スル以上ハ、現
行憲法ノ下ニ於キマシテ、所謂二級官
以上ノ官吏ノ任命ハ、天皇ノ御任命ニ
俟タナケレバナラヌト云フコトニ相成
ツテ居ル、ソコデ實際問題トシテソコ
ニ如何ナル調和ヲ求メルカト云フコト
ニ付キマシテ考慮致シマシタ結果、度
御說明申上デマシタヤウニ、從來地
方官官制等ニ於キマシテハ、府縣廳ニ
於ケル部下ノ官吏ニ付キマシテハ、知
事ハ考課ヲ具狀スルト云フダケノ權限
シカナイノデアリマスルガ、地方制度
改正ニ當リマシテハ、公選知事ハ其ノ
身分ガ官吏トナリマシテ、部下ノ官吏
ノ進退ニ付キマシテノ具狀權ノ制度上
付與致シマシテ、サウシテ實際ノ作用
ハ府縣廳事ガ部下ノ自由ニ進退スルノ
ト、大體同ジ效果ヲ收メルヤウニ運用
致スト云フコトデ、進退ノ具狀權ヲ公
選ノ知事ニ付與スルト云フコトヲ、ソ
コニ調和ヲ求メルト云フコトヲ、ソ
居ル次第デアリマス、併シ是ハ先程來
申上ケマスヤウニ、地方自治制度以外
ノ、他ノ諸法令ノ民主化ヲ急ギマシ
テ、其ノヤウナ具狀權ダケハ十分自
由ニ任用スルト云フ所マデ行カナイデ
ハナイカト云フヤウナ不便ナ點ハ、成
ベク近い將來ニ於テ一掃スルト云フコ
トニ致ス所存デ居リマス、尙ホ現在デ
ハ府縣廳ニ付キマシテ、府縣ノ高級
職員ニ付テハ知事ダケガ公選ニナツテ
居リマスガ、更ニ今後ノ研究ニ依リマ
シテ、或ハ副知事ヲ置ク、或ハ總務部
長ヲ置クト云フヤウナコトニナリマス
レバ、知事ノ最高補助者、府縣知事ノ

ハ必ズ考慮シナケレバナラヌ問題ト思
ヒマスルガ、現段階ニ於キマシテハ、
先程來申上デマスヤウナ理由デ、府縣
廳ノ職員組織ニ官吏制度ヲ存置致シテ
居ル、官吏制度ヲ存置スル以上ハ、現
行憲法ノ下ニ於キマシテ、所謂二級官
以上ノ官吏ノ任命ハ、天皇ノ御任命ニ
俟タナケレバナラヌト云フコトニ相成
ツテ居ル、ソコデ實際問題トシテソコ
ニ如何ナル調和ヲ求メルカト云フコト
ニ付キマシテ考慮致シマシタ結果、度
御說明申上デマシタヤウニ、從來地
方官官制等ニ於キマシテハ、府縣廳ニ
於ケル部下ノ官吏ニ付キマシテハ、知
事ハ考課ヲ具狀スルト云フダケノ權限
シカナイノデアリマスルガ、地方制度
改正ニ當リマシテハ、公選知事ハ其ノ
身分ガ官吏トナリマシテ、部下ノ官吏
ノ進退ニ付キマシテノ具狀權ノ制度上
付與致シマシテ、サウシテ實際ノ作用
ハ府縣廳事ガ部下ノ自由ニ進退スルノ
ト、大體同ジ效果ヲ收メルヤウニ運用
致スト云フコトデ、進退ノ具狀權ヲ公
選ノ知事ニ付與スルト云フコトヲ、ソ
コニ調和ヲ求メルト云フコトヲ、ソ
居ル次第デアリマス、併シ是ハ先程來
申上ケマスヤウニ、地方自治制度以外
ノ、他ノ諸法令ノ民主化ヲ急ギマシ
テ、其ノヤウナ具狀權ダケハ十分自
由ニ任用スルト云フ所マデ行カナイデ
ハナイカト云フヤウナ不便ナ點ハ、成
ベク近い將來ニ於テ一掃スルト云フコ
トニ致ス所存デ居リマス、尙ホ現在デ
ハ府縣廳ニ付キマシテ、府縣ノ高級
職員ニ付テハ知事ダケガ公選ニナツテ
居リマスガ、更ニ今後ノ研究ニ依リマ
シテ、或ハ副知事ヲ置ク、或ハ總務部
長ヲ置クト云フヤウナコトニナリマス
レバ、知事ノ最高補助者、府縣知事ノ

黨政治、議會政治ニ相成ルコトデアリマシテ、政府各省ノ運籌ノ仕方モ、從來ノ官僚政治ハ餘程違ツタ行キ方ヲスベキコトハ政治上ノ必要デアリマシテ、曾テノ官僚政治ノヤウナモノガ、必ズ續クト云フヤウニハ私ハ考ヘテ居ラナイ次第デアリマス

○中野(四)委員 三項目ニ互ツテ何ツタ中ノ後ノ二項目ハ、大體私内務大臣ノ氣持ガ分ツタヤウニ思ヒマスガ、之ヲ總括シテ御答ヘテ頂戴シタイト思ヒマス、眞ノ民主化ハ制度ヲ民主化シタダケデハ迎モ實現シナイコトハ、申スマデモナイコトデアリマス、私ハ現在ノ

我が選舉法ハ、制度トシテハ、殆ド世界ノ民主主義國ニモ劣ラナイヤウナ高度性ヲ持ツテ居ルト思ヒマスガ、之ヲ運籌スル有權者ノ政治的ナ教養ノ水準ガ高クナケレバ、本當ノ民主政治ハ實現シナイト同様ニ、地方制度ノ民主化ガ制度トシテハ一應整ツテモ、實際ニ之ヲ運籌スル府縣官僚ノ心構ヘガ、

舊態依然タル官僚獨善デハ何ニモナラナイ、此ノ戰時中ノ所謂官僚獨善ニ陶醉シテ、現ニ其ノ二日酔ノ醜メナイ感ジナル官僚ノ其ノ惡イ精神ヲ鍛ヘ直シ、官僚ノ爲メノ人民デナク、人民ノ爲メノ官僚デアルト云フ性根ヲ叩キ込ムト云フカ、此ノ根性ノ叩キ直シハ、決シテ私ハ一片ノ訓令ヤ公務員法ノ如キモノデハ出來ヌト思ツテ居リマス、ソ

コデ獨善的、非民主的言辭ヤ或ハ行動ヲスルヤウナ官吏ガアリマシタ時ニ、直チニ其ノ地位ヲ失ハネバナラヌト云フ位ノ、實質的ナ脅威ヲ痛感セシメルヤウナ方法ガ一ツノ手段デハナイカト思ヒマス、サウ云フ手段デモ講ジナケレバ、之ヲ叩キ直スコトハ中々出來ヌト思ヒマス、此ノ意味デ惡イ官吏ガ各

縣廳ニ就任シテ來タ場合、其ノ土地ノ水ニ合ハヌト云フカ、住民ノ意思ヲ蹂躪シ、今申上ゲタヤウナ非民主的ナ言辭ヤ行動ヲスルヤウナ官吏ニ對シテハ、住民ニ其ノ彈劾權ヲ與ヘル、所謂府縣廳ノ官僚ニモ適用スルヤウナ方法ヲ探ツタラドウカト私ハ思フノデス、若シ

直接ノ彈劾權行使ガ事實上ニ於テ支障ガアルト云フナラバ、住民ニ依ツテ選バレテ居ル府縣會議員ニ依ツテ、一定ノ條件ノ下ニ不適當ナ官僚ヲ追放スルヤウナ仕組ヲスル意思ガアルカナイカ、之ヲ一ツ内務大臣カラ伺ツテ置キタイト思フノデアリマス

○大村國務大臣 此ノ地方自治行政ノ上ニ於キマスル人事行政ニ付キマシテ、政策面ニ關致シマスル職員ニ付テハ、今回ノ地方制度改正ニ依リマシテ、所謂召還權ヲ有權者ニ與ヘルト云フコトデ其ノ目的ヲ達シヨウトシテ居ルノデアリマスカラ、政策面ニ關聯ヲ持タザル所謂事務吏僚ニ付キマシテハ、ソコマデノ手配ハ致サナイコトニ

シテ居リマス、併シ之ニ付キマシテハ政治性ヲ持ツテ居リマスル所ノ公選知事モ出來ルコトデアリマシシ、又地方公共團體ノ事務吏僚モ、是ハ有權者人民ノ爲メ吏僚デゴザイマス、隨テ其ノ行動ナリ、考ヘナリガ人民ノ公僕トシテ許スベカラザルモノデゴザイマシタナラバ、或ハ住民カラ、或ハ選舉民カラ、或ハ意思機關カラ適當ナル進言

ガ、時々刻々政治性ナル公選知事ニ持込マレルモノト思ヒマス、ソコデ公選知事ノ判斷ニ依ルコトトメル、現在ノ制度デ申シマスナラバ、進退ノ具狀ノ基礎ヲ定メル、其ノヤウニ運用サレテ行クコトガ、即チ民主的運籌デアラウト思フノデアリマス、現在ノ制度ニ於

キマシテハ其ノヤウナ粗ヒニ於キマシテ、事務吏僚ニ付テノ彈劾權ト云フヤウナモノハ、特ニ法定ハ致サナイコトニシテ居リマス、併シ只今御述ベニナリマシタヤウナ點ニ付キマシテハ、第二次改正以降ニ於キマシテ、尙未能ク考慮ヲ致シテ見タイト考ヘテ居リマス

○中野(四)委員 私ハ大村内務大臣トハ洵ニ不思議ナ御縁デ、昭和十七年以來東京市會デモ、當時ノ高級助役トシテ、我々ハ一市會議員トシテ、お互ヒニ努力ヲシ合ツテ參ツタ一人デアリマスカラ、ソコデ私伺ヒタイノハ、東京都制ト云フ特別ノ都制ガ布カレテ居リマス、此ノ點ニ關シテ特ニ大村サンハ第一

助役當時苦心ヲサレタ一人デアリマスコデ、私ハ大村サンカラ、此ノ都制ガ特ニ制定サレテ居ル所ノ意義ヲ此ノ際伺ヒタイト思ヒマス、詰リ東京ニ都制ガ制定サレナケレバナラナカツタト云フ意義ヲ伺ヒタイノデアリマス

○大村國務大臣 實ハ私當時東京市ノ助役ヲ致シテ居リマシテ、東京都制ノ立案ニ付キマシテハ一切關與ヲ致シテ居リマセヌ、唯政府ノ決定スル所ニ從ヒマシテ動イタニ過ギナイノデアリマシテ、其ノ邊ノ詳細ナ理由、事情等ハ私トシテハ餘リ深く知ラナイノデアリマスガ、政府ノ見解ヲ致シマシテハ、寧ろ郡政府委員アタリカラ申上ゲタガ適當デハナイカト思ヒマスガ、如何

デセウカ

○中野(四)委員 私ハ内務大臣ガ御謙遜ヲナサルノカ、或ハ誠シテ語ラズトシテ、之ニ觸レヌ方宜イト思召ナノカ、ドチラトモ取レルノデアリマスガ、大村内務大臣ガ東京都制ヲ制定スル事情ヲ能ク知ラヌノダト云フコトハ私ハ噓ダラウト思ヒマス、少クトモ岸

本市長ガ、此處ニ本多君モ居ラレルヤウデアルガ、本多君カラ大變叱責ヲサレタ其ノ直後ニ於テ、大村サンハ明カニ此ノ東京都制ノ制定ニ當ツテノ意義ヲ、私東京市ノ最後ノ豫算委員長ヲ勤メテ居ツタ當時、豫算委員會ニ於テ説明ヲサレテ居リマス、デアルカラ、私

ハ大體ノ概略ヲ國務大臣カラ伺ツテ、而モ此ノ立法當時ノ關係者トシテ郡政府委員カラ承ルコトニ躊躇スルモノデハアリマセヌガ、此ノ際忌憚ナクアナタノ當時「タツチ」シテ居ラレタ立場カラ、東京都制ヲ布カレバナラナカツタ譯ヲ一ツ御説明願ヒタイト重ネテ御願ヒ申上ゲマス

○大村國務大臣 先程申上ゲマシタヤウナ次第デ、政府ノ意圖シテ居リマシタ所ヲ正確ニ私ハ把握シテ居リマセヌガ、市役所ニ居リマシタ者トシテノ當時ノ考ヘノ主ナ點ヲ申上ゲテ見タイト思ヒマス、私ハ今カラ二十年位前ニ東京市ニ奉職ヲ致シテ居ツタコトガアリマス、其ノ當時ハ東京市政ト云フモノハ

至ク自治的ニ、極メテ旨ク運籌ヲサレテ居ツタヤウニ思フノデアリマス、所ガ戰時中ノ助役ニ就任致シテ見マスルト、二十年前ノ東京市ノ自治制ノ運籌ト同ジヤウナ行キ方ヲ策シテ見マシテモ、中々思フヤウニ參リマセヌ、非常ニ障碍ガアルノデアリマス、是ハ戰時中ノ戰時體制下デモゴザイマシタガ、何處ニ最モヒドク不便ヲ感ジタカト申シマス

ト申シマス、經濟行政面ニ於キマシテ、何トシテモ東京市ハ手モ足モ出ナイト云フ點ガアルノデアリマス、即チ物資不足ニ基キマシテ、食料品ノ配給ナリ或ハ商工業品ノ調達ト云フヤウナ點ニ付キマシテハ、東京府ノ經濟行政ガ強ク市行政ノ中ニ入ツテ居リマシテ、非

常ニ重大ナ部分ヲ占メテ居リマス、其ノヤウナコトハ曾テノ東京市行政ニ於テハナカツタコトデアリマス、經濟行政ト云フヤウナ點ハ民間ノ自由ニ任セテ置イテ足りテ居ツタノデアリマス、東京市政ノ上ニ於キマシテハ、經濟行政ハ唯之ヲ獎勵スルトカ、助成ヲスルトカ云フヤウナコトダケデ事ハ足りテ居ツタノデアリマス、所ガ助役時代ニ於キマスル經濟行政ト云フモノハ、洵ニ市政ノ根幹ヲモ制シテ居ルト云フ

ヤウナ状態デアリマス、ソコデ東京市民ノ爲ニ是等ノ點ヲ圓滑ニ運籌シテ行ク上ニ於キマシテハ、府知事ノ權限ト市長ノ權限トヲ合一スルコトガ最モ適當デアル、其ノ意味ニ於キマシテ東京都ガ出來マスルコトハ甚ダ望マシイト云フヤウニ考ヘタノデアリマス、唯東京都制ト云フモノニ付キマシテハ、自治ノ面カラ申シマスルト、少カラズ自治ノ後退面モアルノデアリマス、其ノ邊ニ付キマシテハ必ズシモ意ニ滿タザルモノガアリマシタガ、市政ノ能率アル圓滑ナル運行、市民ニ對スル市ナリ

府ナリト云フモノノ行政上ノ責任ト云フヤウナコトヲ完遂致シマス爲ニハ、府市ノ權限ヲ合體シタモノニスルコトガ、アノ當時デハ最モ必要デアルト云フヤウナコトヲ痛感致シマシテ、政府ニ於ケル都制ノ施行ニ對シテモ、根本的ニ敢テ強キ反對ハ致サナカツタ次第デアリマス

○中野(四)委員 ドウモ私共ニハ大村サンノ御返事ガ満足ガ行キマセヌガ、然ラバ東京都制ヲ特別ニ布イテ置カナケレバナラヌト現在思召ニナリマスカ、東京都制ヲ改メテ一般府縣制並ニ制度ニ變ヘテモ宜イト云フ御考ヘガアルカドウカ、之ヲ先ニ伺ツテ置キタイト

思ヒマス

○大村國務大臣 東京都ト一般府縣トニ於キマシテハ似タ點モアリマスガ、又中央政府ノ存在シテ居リマス非常ニ大キナ都市デアルト云フヤウナ點ニ於キマシテ異ツタ點モアルノデアリマス、其ノ特異性ハ何方シカ考慮ニ入レテ行政組織ヲ作ラナケレバナラヌ點ガアラウト思ヒマスガ、其ノ他ニ於キマシテハ一般府縣ト同様ナ行キ方ヲシテ先ツ宜シイノデハナイカト考ヘテ居リマス、唯一般府縣デゴザイマス、府縣ノ下ニ別ニ市ガアルト云フノガ例デアリマスガ、東京都ニ付キマシテハ、所謂府市ガ一本ニシテ行政打立テラレテ居リ、又所謂統制經濟ト云フヤウナモノモ、尙ホ其ノ必要ハ依然トシテ存續致シテ居リマスカラ、一本ニナリマシタモノヲ二ツニ分ケルト云フヤウナコトニ付キマシテハ、寧ろ現狀儘ノ方ガ宜イノデハナイカト云フヤウナ感想ヲ持ツテ居リマス、大體御質問ニナリマシタト同ジヤウニ考ヘテ居ル次第デアリマス

○中野(四)委員 此處ニオイデニナル郡君ハ、名前ハ「ヨウリ」デ實際ハ官吏デ、此ノ都制案立案ノ關係者ノ一人ナンデスガ、何遍御尋ネシテモ、時間ヲ食フダケデアリマスカラ、私ノ方デ都制ヲ布カケレバナラナカッタ當時ノ實情ヲ申上ゲテ見マス、八十一議會ニ此ノ都制案ガ提案サレマシタ時ニ、其議員ハ、本案、戰時下ニ於テ敢テ提案ヲ必要トスル緊急法案ナリヤト云フ質問ヲシテ居リマス、之ニ對シマシテ當時ノ湯澤内務大臣ハ、斯ウ答ヘテ居ル、一元の機構ノ下ニ、帝都ニ於ケル各種ノ時局の事務其ノ他一般行政事務ノ敏捷ナル遂行ヲ圖リ、斯クノ如クニ

シテ時局ニ對處シ、帝都行政ノ萬全ヲ期スルト云フコトハ、大東亞戰爭ノ完遂上眞ニ緊要ナルコトト考ヘルト答ヘテ居リマス、更ニ之ニ附加ヘマシテ、内務大臣ノ此ノ説明ノ要旨ヲ申上ゲマスレバ、東京都制制定ノ趣旨ヲ申上ゲマス所ハ、之ヲ要約致シマス、凡ソ次ノ三點ニ歸著スルト思ヒマス、其一ツハ帝都タル東京ニ、眞ニ其ノ國家の性格ニ適應致シマシタ確乎タル體制ヲ確立スルコトデアリマス、其ノ二ハ帝都ニ於ケル從來ノ府市並立ノ弊ヲ是正解消シ、帝都一般行政ヲ一元的ニシテ、強力ナル遂行ヲ期スルコトデアリマス、其ノ三ハ帝都行政ノ運営ニ付キ、根本的刷新ノ高度ノ能率化ヲ圖ルコトデアリマス、思フニ我ガ東京ハ内地人口ノ約一割ヲ擁スル國內無窮ノ巨大都市デアリマスノミナラズ、實ニ我が國ノ帝都トシテノ比類ナキ國家の意義ト重要性トヲ持ツテ居リマス、更ニ今日ニ於キマシテハ大東亞建設ノ本據トシテ、全世界ニ其ノ大ナル地位ヲ占ムルニ至ツテ居ルデアリマス、隨テ之ヲ單ナル一地方都市乃至一地方トシテ經營致シマスルコトハ、根本的ニ其ノ性格ニ適應セズモノト存ズルデアリマス、宜シク其ノ國家的意義ト性格トニ適應スル確乎タル體制ヲ確立スベキデアアル、ソレガ大東亞建設ノ基礎ヲ固ウスル所以ノ根本策デアルト考ヘルノデアリマス、以下ハ略シマス、大體只今ノ内務大臣ノ説明要旨ヲ進メマスレバ、大東亞戰爭ニ必勝ノ體制ヲ確立スルト云フコトガ、ソレカラ日本デ八百萬ヲ擁スル所謂日本人口ノ一割ヲ算スル大都市デアラルガ故ニ、之ヲ東京都トシテ特別ナル都制ヲ布クト云フ觀點ガ、更今一ツ

ハ東京市ト府ト二重行政ヲ簡素化スルト云フ、此ノ三點ニ、歸著スルヤウニ私ハ思フデアリマス、今回ノ改正憲法ニ於キマシテモ、戰爭ヲ擲棄スルト云フコトハ重大ナル意義ヲ含ンデ居ルデアリマスガ、斯クノ如ク東京都制ト云フモノハ戰時中ニ立法提案サレタモノデアツテ、其ノ意義タルヤ實ニ必勝體制ノ確立ト、大東亞建設ノ所謂基本要地トシテノ意義ヲ持ツテ居タノデアリマスガ故ニ、私ハ戰後ニ於ケル今日ノ東京ハ、以前ノ東京都ヲ廢止シテ一般府縣制並ニシテ、其ノ在リ方ヲシテ今マデノ戰爭體制ト云フモノカラ脱却スルノ必要ガアルト思フデアリマス、此ノ點ニ關シマシテ私ハ内務大臣ニ御尋ネテ申上ゲタガ、中々仰シヤラナイ、斯ウ云フヤウナコトハ仰シヤラナイ方ガ宜イカモ知レヌケレドモ、私ハ此ノ三ツノ觀點カラ東京都制ト云フモノヲ制定サレタモノト致シマスルナラバ、少クトモ東京都制ト云フモノハ、此ノ際自白ノ民主化ノ建前カラ云ツテモ、一應解消シテ一般府縣制度並ニ確立スベキモノデアルト考ヘルノデアリマスガ、内務大臣ハ此ノ前任大臣ノ此ノ提案ノ理由ト脱ミ合セテ、今日ノ東京都制ト云フモノヲ尙且ツ必要ト御考ヘニナツテ居ルカドウカ、此ノ點ヲ篤ト承リタイト思ヒマス

○大村國務大臣 東京都制ガ施行セラレマシタ所以ハ、只今當時ノ政府責任者ノ理由ヲ御述ベニナツタノデアリマスガ、私モ其ノ通りデアラウト思フノデアリマス、併シ終戰後今日ニナリマシテ、ソレト同ジコトヲ繼續シテ行ク必要ハアリマセズ、又戰爭體制ヲ強化スルト云フヤウナコトハ必要ガナクナツタノミナラズ、平和國家トシテ日

本ガ立ツテ行キマス以上ハ、ソコニ大轉換ガ策サレナケレバナラヌコトハ申スマデモナイコトデアリマス、ソコデ今回ノ地方制度改正ニ於キマシテハ、總テノ點ガ悉ク整ツテ居ルハ申上ゲ兼ネルノデアリマスガ、根本ノ點ニ於テハ轉換ヲ致シテ居ルト思フノデアリマス、即チ國家的統制ヲ東京都ニ對シマシテ深ク加ヘテ行カケレバナラヌコト云フ點ニ付キマシテハ、一般府縣ト同様に、東京都ノ首長モ公選ニスルト云フコトニ依リマシテ、國家的統制ノミニ執著致シマセズ自治制ヲ、ソコニ強ク取入レタ積リデアリマス

尙ホ次ノ點ト致シマシテ、府市併存ノ弊ト云フ點ニ付キマシテハ、前ニモ申上ゲマシタヤウニ是ハ單ニ、東京ニ於ケルノミナラズ、大阪其ノ他ノ大都市ニ於キマシテモ多年ノ要望モアリ、所謂特別市制ノ問題モ此ノ點ニ強ク根據ヲ置イテ居ルノデアリマス、東京都ニ付キマシテ府市併存ノ弊ヲ復活スルコトニ付キマシテハ、餘程考ヘテヤラナケレバナラヌノデアリマス、今日ノ狀態ニ於キマシテハ、府市行政ヲ一本ニ致シマシタ東京都ノ形ハ適當ナノデハナイカ、適當デアラウト考ヘテ居リマス

尙ホ行政ノ能率化ヲ圖ルト云フコトガ、當時ノ都制立法ノ一大理由ノヤウデアリマシタガ、私ハ此ノ點ニ付キマシテハ、果シテ都制ガ布カレタ結果、能率ガ非常ニ向上シタト云フダケノ成果ヲ收メテ居ルカドウカト云フ點ニ付キマシテハ、多少ノ疑問ヲ持ツテ居リマス、是ハ制度其ノモノハ能率化ニナツテ居リマスガ、マダ其ノ運用ニ習熟シナイト云フ所ニ原因ガアルノカモ知レマセズ、或ハ又目標ハ結構デアリマ

シテモ、ヤリ方ニ於キマシテソレ自身適切テナイト云フ所ガ殘ツテ居ルカモ存ジマセズガ、私ハ此ノ第三點ニ付テハ、必ズシモ成功シテ居ナイノデハナイカト云フ疑問ヲ持ツテ居ルノデアリマス、併シ此ノ公選都長ノ下、新シイ氣持デ以テ東京都制ヲ運営シテ行クト云フコトニ相成リマス、是等ノ點ニ付キマシテノ改善モ、必ズナサレルヤウニナルモノト思フノデアリマス、又シナケレバナルマイルト云フヤウニ考ヘテ居ル次第デアリマス

○中野(四)委員 甚ダ皆サンニ恐縮ダト思ヒマスガ、モウアト一項目ダケデアリマス、御許シ願ヒマス

○中島委員長 宜シウゴザイマス

○中野(四)委員 只今ノ内務大臣ノ御答辭ニ依リマス、私ノ御尋ネヲ申上ゲタ東京都制ヲ施行シタ意義ト、ドモ御答辭ガピント來テ居ラナイ、ソレハ何ト申上ゲマシテモ、都長官ヲ公選シタト云フコトダケデ、是ダケノ大キナ理由ヲ持ツタ東京都制ガ、私ハ一遍ニ民主化サレルトハ考ヘラレナイ、而モ其ノ第二要素トシテノ人口ガ、日本人口ノ一割ヲ占メル八百萬ノ當時ニ於キマシテハ、府縣市行政ノ煩瑣モ考ヘラレマシタケレドモ、今日ノ如ク東京都ダケデ三百萬乃至二百五十萬ノ人口ヲ抑ヘルト云フヤウナ計畫ノアル折柄ニ致シマスレバ、尙更ノコトノ眞ニ民主化スル意味ニ於キマシテ、先ツ東京都制ト云フ特別ノ制度ヲ廢止シテ、サウシテ府縣制ヲ布ク、隨テ其ノ都制下ニアル所ノ跛行的ナ市ノ存在、立川或ハ八王子ト云フ存在ヲ是正シ、乃至ハ都ノ區ト云フヤウナ、全

ク都ノ附屬化シタヤウナ畸型兒ヲシテ、完全自治、所謂獨立ヲセシメルト云フヤウナ構想ガ、内務大臣ニナクテヤナラヌト云フコトヲ私ハ御尋ネシタカッタノデアリマス、此ノ點ニ付テハ御答辯ガドウモピント來マセヌノデ、今一應、東京都制ヲアナタハ妥當ト認メル、事實上ニ於テハ、將來ニ於テ改善シナケレバナラヌカト云フ點ニ付テ、簡單テ結構デスカラ御答辯ガ願ヒタイト思ヒマス

○大村國務大臣 區ノ性格等ニ付キマシテ御意見ガゴザイマシタガ、私ハ必ズシモ、區ヲ完全自治體ト獨立サセルコトガ適當ダトハ考ヘテ居ナイノデアリマス、此ノ點ニ付キマシテハ向ホ能ク研究ヲ致シテ見タイト思ツテ居リマス、尙ホ其ノ他ノ點ニ付キマシテモ、先程來申上ゲマス如ク、今回ノ地方制度改正ニ付キマシテハ、第一次の改正トモ申スベキモデアリマシテ、總テノ點ニ向ヒマシテ完全ナル檢討ガ加ヘラレテ居ルコト云フコトハ、遺憾ナガラ申兼ネルノデアリマシテ、今後更ニ能ク考慮致シマシテ、第二次の改正モ成ベク早イ機會ニ於テヤリ、總テ地方制度ガ、成ベク早イ機會ニ於キマシテ、民主化ノ大目的ヲ達成シ得ルヤウニ革新ヲシテ行キタイト考ヘテ居ル次第デアリマス

○中野(四)委員 内務大臣ノ答辯ノ巧サニハ、私實ハ昭和十七年以來、一年間ノアナタノ速記録ヲスツカリ調べテ見マシタ、東京市會ノ本會議及ビ委員會ニ於ケル速記録ヲスツカリ調べテ見マシタガ、一ツモ尻ツポノ擱マレルヤウナ點ガ殘ツテ居ラヌコトハ、稀有ノ名官吏ダト私ハ思フノデアリマスルガ、唯一ツダケ昭和十八年二月二十七

日ノ本會議ニ於キマシテ、アナタハ斯ウ云フコトヲ仰シヤツテイヤツシヤイマス、甚ダ申譯ナイガ、現在ノ區ノ問題デアリマス、次ニ區役所ノ教育課ノ復活デゴザイマスガ、實ハ昨年ノ九月ニ、區役所ノ職制ヲ戰時體制化スルコトガ適當デアラウト存ジマシテ之ヲ改正シタ云々ト云フコトニ付テ、約十分ばかり御喋リニナツテイヤツシヤル、此ノ中ニ内務大臣ガ區役所ヲ戰時體制化スルト云フ點ヲ私ハ取上ゲテ言フノデアリマセヌガ、其ノ後區役所ガ戰時體制カラ解放サレタト云フヤウナ實例ヲ、私ハ現在牛込ノ區會議長ヲシテ居リマスルガ見受ケテ居リマセヌ、依然トシテ戰時體制ノ儘デ以テ來テ居ラレル、特ニ私ガ此ノ際中上ゲタイコトハ、今ノ教育ノ問題デアリマスルガ、曾テ自治區ト學區トハ性格異ニスル別個ノモノトシテ存在シテ居ッタノデアリマス、自治區ガ學區ニ關スル豫算其ノ他ノ權限ヲ委託セラレ、事實上ニ於ケル未端教育行政ノ適正ナル助長ニ貢獻ヲシテ居ツタコトハ、能ク市ノ助役トシテ御存ジノコトダラウト私ハ思ヒマス、然ルニ之ヲ廢シテ都ノ管理ニ移サレタ結果、兒童教育ニ付テハ區民トノ脈絡ヲ缺イテシマッタ無味乾燥ナモノトナツテ居リマスルガ、區モ市町村ニ準ズルヤウニ、幼稚園初メ國民學校、青年學校、實業學校ナドノ、維持管理ノ權限ヲ、更ニ再ビ移管スルノガ適當デアナイカト思フ、當時ノアナタノ御考ヘ、アナタノ口カラ出タ言葉ノ上カラ見マシテモ、區役所ハ從前ノ如ク戰時體制化サレタ儘デアリマスルガ、之ヲ改善シテ、所謂區ニ教育行政ニ關スル權限ヲ移管スル氣持ガアルカナイカ、附與スル氣持ガアルカナイ

カ、最後ニ一ツ伺ツテ置キタイト思ヒマス

○大村國務大臣 教育行政ノ民主化ニ付キマシテハ、ハ政府トシテモ確カニ考慮改善シナケレバナラヌ重大ナ使命デアラウト思ヒマス、而シテ此ノ點ニ付キマシテハ、其ノ主管省タル文部省ヲ中心ニ致シマシテ、直チニ調査考究ニ著手スルコトニ相成ツテ居リマス、尙ホ教育ト地方自治體ノ結付キニ付キマシテモ、内務行政ノ立場カラ申シマス、教育位國民生活ニ、又住民ニ關係ノ深イモノハナイノデアリマスカラ、是等ハ自治行政ノ内容ニ、大イニ取込ムベキモノノ一ツデアラウト云フヤウニ考ヘテ居ル次第デアリマス、尙ホ區ト教育トノ關係ニ付キマシテ、只今申上ゲマシタ面ニ於キマシテハ、大イニ取入レラレナケレバナラヌ問題デアリマスガ、一面ニ於キマシテ、東京市ノ過去ノ實際カラ申シマシテ、教育費支辨ノ區ト致シマス、ソコニ財政的ニハ十分考慮ヲシナケレバナラヌ點ガアルノデアリマス、此ノ解決方法ハ必ズシモ現在ノ如ク、區カラ教育權ヲ取去ツテ市ニ持ツテ來リ得ルコトデアナクテモ、解決法ハアリタルノデアリマス、併シ現在ハ仰セノ如ク取上ゲラレタト云フヤウナ結果ニナツテ居リマスガ、是等ノ點ニ付キマシテハ内務省ト致シマシテモ、十分考慮、努力シナケレバナラヌコトト思ツテ居リマス、併シ此ノ點ニ付キマシテハ先程申上ゲマシタヤウニ、文部省ノ主管シテ居ルコトデアリマス、御指摘ノ學區ノ問題ノ如キモ、是ハ文部省所管ノ問題デアリマス、私共政府ノ一員ト致シマシテ、自治行政ト教育行政ノ結付キニ付キマシテハ、十分努力ヲ

致サウト云フヤウニ考ヘテ居ル次第デアリマス

○中野(四)委員 御答辯ハ大體ニ於テ私ノ満足スル所ハ一ツモアアリマセヌ、承リ置ク程度ヨリ外ニナイト思ヒマス、本日委員長ノ手許マデ修正案ヲ出シテ居リマス、都並ニ區ニ關スルコトニ付テ、本來ナラバ相當微細ニ互ツテ御尋ネヲ申上ゲヨウト思ヒマシタケレドモ、先ニ廣川君ガ之ニ對シテ相當突込シテ質問サレテ居ルヤウデアリマス、況ヤ私ハ修正案ヲ特ニ出シテ居リマスルノデ、此ノ微細ニ互ツテノ話ハ、又次ノ討論ノ際ニ之ヲ讓ツテ、私ハ概略ノ御尋ネヲ以テ終リタイト存ジマス

○中野委員長 是ヨリ懇談會ヲ再開致シタイト考ヘマス、御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○中野委員長 ソレハ是ヨリ懇談會ニ入りマス

(午後二時三十分懇談會ニ入ル)

(午後三時十分懇談會ヲ終ル)

午後三時十二分開議

○中野委員長 開會致シマス、懇談會ノ結果ニ依リマシテ明日午後二時ヨリ理事ダケ集マリマス、次ノ開會日ハ公報ヲ御通知ヲ致シマス、本日は是ニテ散會致シマス

午後三時十三分散會

昭和二十一年八月三十一日印刷

昭和二十一年九月二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局